

資料 1

あま市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定について

1. 計画策定の背景

本市では、平成 30 年 3 月に「第 2 次あま市障がい者計画」（平成 30 年度～令和 5 年度）、
「第 5 期あま市障がい福祉計画・第 1 期あま市障がい児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

2. 計画の概要

計画の策定にあたっては、国の指針を基本として、県の策定する「愛知県障害福祉計画」並びに本市における「総合計画」、「地域福祉計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図り策定します。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は一体のものとして策定します。

【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画（参考）	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条	児童福祉法 第 33 条の 20
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 （第 2 次計画は令和 5 年度まで）	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 （計画期間は 3 年 1 期）	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 （計画期間は 3 年 1 期）

（1）障がい者計画（参考）

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、障がい者のための最も基本的な計画です。

（2）障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

（3）障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。

「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本市においても引き続き一体的に策定します。

【計画の期間】

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第2次障がい者計画						第3次障がい者計画		
					見直し			
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		見直し			見直し			

3. 制度改正の内容

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

平成 28 年 5 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

この法律においては、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされています。法律の概要については、以下のとおりです。

【一部改正法の概要】

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整と支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障害者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得状況や障害程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする（※平成 28 年 6 月 3 日施行）
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間での取替えが必要な障害児の場合などに貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備する

(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

項 目	国が示す成果目標
成果目標(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	◆令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
成果目標(2) 精神障害にも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	◆精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。(都道府県が設定) ◆令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。(都道府県が設定) ◆入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。(都道府県が設定)
成果目標(3) 地域生活支援拠点等 が有する機能の充実	◆令和5年度末までに、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
成果目標(4) 福祉施設から 一般就労への移行等	◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする(就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上)。 ◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
成果目標(5) 障害児支援の 提供体制の整備等	◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
成果目標(6) 相談支援体制の 充実・強化等【新規】	◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
成果目標(7) 障害福祉サービス等の 質を向上させるための 取組に係る体制の構築 【新規】	◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

4. 計画の策定体制

(1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議します。

(2) アンケート調査の実施

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者より 2,000 件程度を無作為抽出
- ・市内及び近隣市町に所在する障害福祉サービス等事業所 70 件程度

(3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題等についてヒアリングを行います。

(4) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。